

令和7年第8回農業委員会総会議事録

令和7年8月19日（火）第8回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 14人

会長 18番 仲田清志	会長職務代理者 1番 神山順一	
2番 赤井勝利	3番 小田正廣	4番 西村勉
5番 奥津賢司	6番 平利一	
8番 倉脇敏弥	9番 井藤孝久	10番 宮本武博
	12番 小川広文	13番 山田條一
	15番 安達利延	16番 信谷昌吾

推進委員 8人

1番 谷岡貴寿	3番 泉登	
4番 溝尾美恵子	5番 三輪金樹	6番 妹尾良和
	8番 大原砂利	9番 逸見則夫
10番 妹尾元弘		

欠席委員 6人

7番 奥津忠和	11番 藤川雅	14番 森立夫
17番 藤本彰	2番 兒玉公治	7番 後藤保夫

議事

議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について
議案第37号	現況証明に係る現況認定について

報告事項

法務局照会について
農地転用期間変更届について
取止書について
完了届について
利用権設定中途解約合意書について

協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長

小寺 俊一

主査

福田 洋介

主査

赤迫 隆

主任

真治 将史

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第8回総会を開催いたします。本日の出席は22名です。欠席は、7番奥津委員、11番藤川委員、14番森委員、17番藤本委員、推進2番兒玉委員、推進7番後藤委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆様、おはようございます。本日もスムーズな進行にご協力をお願い致します。
福田主査	それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、1番神山委員、2番赤井委員をお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が3件ございました。現地確認を1番、2番は8月5日に行い、3番は7月31日に行っております。 それでは、1番でございます。場所は金谷、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は果樹、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、申請地は譲受人宅の近くにあり、管理も譲受人が行っていることから贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員	4番西村です。8月10日に、森委員、三輪推進委員、私の3名で現地確認しました。申請地ですが、正田にあります●●●●●の横に有る●●●●●を渡り200m進んだ先に三叉路があります。そこを左折し200m進んだ先の谷川を50m行くと譲受人宅があります。その側に申請地があります。以前より、譲受人が管理しておりましたので問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第33号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、2番でございます。場所は哲西町畑木、現況地目は畑3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、果樹、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請当事者は親子で、親である譲渡人が高齢で耕作が難しくなったため、子である譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。
奥津(賢)委員	5番奥津です。8月7日に、奥津委員、妹尾推進委員、私と3人で

	現地確認しました。場所は、182号線●●●から1キロ東城方面に向かった左手です。親から子への贈与で、問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第33号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、3番でございます。場所は大佐小阪部、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は果樹、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。8月6日に山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。これは、ピオーネの栽培を拡大しているところです。それを延ばしていくということで問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 3 3 号 3 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第 3 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に第 4 条の申請につきまして、申請が 3 件ございました。現地確認を 3 件ともは 7 月 3 1 日に行っております それでは、1 番でございます。場所は草間、現況地目は畑 1 筆、転用目的は貯水槽用地及び管理用地で、転用理由は、申請人が住んでいる地区は水道が通っておらず、山から水を引いて利用しているが、大雨の後などは数日に渡り水が濁って使えなくなるため、申請地を転用し、濁りに備え普段から水を貯めておくための貯水槽用地及び管理用地として利用したいものです。工事期間は令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までです。この申請地は、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。1 番神山委員。
神山委員	1 番神山です。現地確認を 8 月 1 8 日に、藤川委員、藤本委員、妹尾推進委員、私の 4 名で行いました。場所は、国道 1 8 0 号線の●●●のすぐ南にありました。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 3 4 号 1 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続いて、2番について事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に2番でございます。場所は下熊谷、現況地目は田1筆、転用目的は農地改良嵩上げで、転用理由は、農地の嵩上げを行い、農地に入りやすくすることで農作業の効率化を図るため。です。工事期間は許可日から令和9年8月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。この件につきましたは、昨年の5月に嵩上げ申請が出ており、本年6月に完了届が出ております。再度、農地改良するために嵩上げ申請が出ました。問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
平委員	完了届が出ておりますか。それをまた更に嵩上げするということですか。
赤井委員	はい、もう少し嵩上げする必要があるので、よろしくお願いしますということです。
奥津(賢)委員	2回目の嵩上げをされるのですか。
真治主任	今回、2回目が出たのは、1回目の時は一定の高さまでしか嵩上げしてはいけないと、申請者が思われておりました。申請者が考えていた高さにとどかなかったので、再度嵩上げ申請を出されております。
会 長	その他にご意見、ご質問ございませんか。

	(意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第34号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。続いて、3番について事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に3番でございます。場所は大佐大井野、現況地目は田1筆、転用目的は農地改良嵩上げで、転用理由は、農地の一部を畑として利用したく、水はけをよくしたいため、その部分の嵩上げを行うもの。です。工事期間は許可日から令和8年3月31日までです。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。なお、本申請を提出後に、申請人が亡くなっております。このような案件についてですが、農地法の許可申請後、申請人が死亡した場合は、申請の効力は相続人に継承されることとなりますので、申請を再度行う必要はなく、その後受けた許可は有効となりますので、本申請を受理しております。また、参考までに、3条や5条で申請者の譲受人の方が、申請を提出後に亡くなった場合ですと、これは申請行為というのは承継されませんので、これは改めて相続人が申請をして、さらにそれに対する許可申請という流れになりますので、補足させていただきます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。確認日は8月3日、山田委員、後藤推進委員、私の3名でした。場所は、大佐大井野地内、最初の家です。先程の説明とおり、長男が相続されるように出ております。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。1番神山委員。
神山委員	これは、相続された後にほっとかれた場合はどうなりますか。
真治主任	今回ですと申請地の近くに、申請者のご自宅がありそこに奥様が住ま

	われております。奥様からか、相続人の方から完了届が出てきます。
神山委員	許可を出した後に、作業が出来ないとなった場合にはどうなりますか。
真治主任	工事を止めるのでしたら、許可処分の取消願を出していただく必要があります。
会 長	その他にご意見、ご質問ございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 3 4 号 3 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第 3 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に第 5 条の申請につきまして、1 件申請がございました。現地確認を 7 月 3 1 日に行っております。
	それでは、1 番でございます。場所は千屋実、現況地目は田 3 筆で、転用目的は資材置場です。転用理由ですが、木の伐採作業及び搬出に伴い、作業道及び原木置場としたいため。です。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。利用期間は許可日から 2 年間です。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。3 番小田委員。
小田委員	3 番小田です。確認日は 8 月 1 0 日、泉推進委員、兒玉推進委員と行ってます。先程、事務局から問題はないということですが、全てこのような件なんです。今、問題になっているんです。以前、作業を止めたんです。千屋井原地区内です。地区の方は困っております。農道が壊れて田

	の使用ができない。そのような状況でも問題ないのでしょうか。どのような判断で問題ないと言えるのか聞きたいです。場所は、県道●●●●に入り600m行くと市道に入ります。市道を200m行った左側の農道の左です。農地に関しては休耕田なので問題ないと思います。
真治主任	今回、一時転用される農地ですが、休耕田となっているこの部分に資材置場とすることについては問題ないと答えさせていただきました。
小田委員	その上に農地が有るのを確認しましたか。農道を通おらなければ田を使用作業ができません。林業作業車が通れば全部農道が壊れます。軽トラが通れない。今までずっとありました。もっとしっかりした確認をしてから許可を出すようにしてほしいです。
奥津(賢)委員	先般にもその話がありました。そのようになった場合は直すようにすると誓約書か何か出ているという話でした。申請の時に、周りには迷惑をかけません、そのようになった場合は直しますというものが出ていますよと、それに対する対応はしているのですか。今、言われたように現地が壊れている、そしたら直して下さいと事務局から報告とかされているのでしょうか。 問題があった場合は、誓約書からとしては申請人のほうへ直して下さいと言って下さいということですね。
会 長	問題は、このような問題が出てくるのは●●●●だけのようです。他の●●●●の現場を見回りしていますが、作業が終わったら綺麗に道を整地されてます。当然、入る時も壊れそうな所は鉄板を敷いて通行されています。この件については、保留としてよろしいでしょうか。 議案第35号1番の議案について保留とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) それでは、5条の申請については保留とします。次回送りにします。 なお4条の申請については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、4条については許可を決定いたします。続きまして、議案第36号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第

	1 項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、新規の貸付が法律改正で5件の新規ででておりますが、まったくの新規が1件でております。菅生地内、田4筆4年5か月の期間の使用貸借です。新規については、以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進1番谷岡委員。
谷岡委員	推進1番谷岡です。確認日8月6日、赤井委員、泉推進委員の3人で行いました。場所は、上熊谷の●●から菅生方面に6キロ入った菅生地内●●●●●●付近にあります。借受人は、貸付人から頼まれ5年前より耕作されております。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第36号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、再設定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	再設定につきましては、2番から5番までが新規となっておりますが、旧法からの更新ということで再設定となります。6番は、中間管理事業の再設定となっております。 2番坂本地内、田2筆、期間5年使用貸借、 3番草間地内、田1筆、期間10年使用貸借、 4番草間地内、田1筆、期間10年使用貸借、 5番大佐布瀬地内、田1筆、期間5年使用貸借、 6番千屋花見地内、田3筆、期間5年使用貸借、 再設定については以上です。

会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 3 6 号の再設定について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、再設定を決定いたします。続きまして、議案第 3 7 号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	それでは、現況証明に係る現況認定につきまして、今回 1 件申請がございました。現地確認を 8 月 5 日に行っております。 それでは 1 番でございます。場所は哲西町大野部、台帳地目は田 1 筆です。現況地目はため池でございます。理由は、申請地は、平成 1 5 年頃に申請地に接している土地が崩れ、山水が入るようになり、農地として耕作することができなくなったため、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。5 番。
奥津(賢)委員	5 番奥津です。確認を 8 月 7 日に奥津委員、妹尾推進委員、私の 3 名で行いました。場所は、北房井倉哲西線から●●●●●●へ入り 5 0 0 m 入ったところを左手に 3 0 0 m 入った山寄せのところですが。地目は田なんですけど、申請場所の上に池があります。その池から及びその周りからの水が田へ寄ってきて池のようになり耕作できないことでした。それを確認しました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)

	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 37 号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、認定いたします。続きまして報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	法務局照会につきまして、今回 1 件ございました。現地確認を 7 月 1 日に行っております。 それでは、1 番ですが、場所は土橋、登記地目は田 1 筆、畑 1 筆。現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告をお願いします。1 番神山委員。
神山委員	1 番神山です。6 月 25 日に、藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員、私とで確認しております。場所は、●●●●●●を道を挟んで反対付近です。非農地で回答しています。
会 長	続きまして、農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地転用期間変更届が 2 件でしております。1 番 2 番続きとなっております。下熊谷地内、農地法第 4 条によるもので工事発注の遅れによりということで、変更前令和 7 年 8 月 31 日までを令和 8 年 3 月 31 日までと続きの土地がでしております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
赤井委員	2 番赤井です。この件は、6 月 17 日委員会で取り上げていただき賛同いただいたんですが、工事期間の変更だけですのでよろしくお願いします。
会 長	次に取止書について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	取止書が 1 件でしております。場所は、神郷油野地内の農地法施行規則

	第29条による農機具倉庫設置で届出が出ておりましたが、取止め理由として予定していた土地が、裏山からの地下水が多いため、農機具保管庫の建設には適していないということで取止めの届が出ております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。16番信谷委員。
信谷委員	16番信谷です。確認は8月12日に行いました。毎年、農地パトロールに載ってくる案件でした。取止め理由そのとおりで、場所が不適合でした。以上です。
会 長	続きまして、完了届について事務局の説明をお願いします。
小寺局長	完了届が5件でしております。 1 番草間地内、農地法施行規則第29条、農機具倉庫。 2 番唐松地内、農地法第4条、墓地の設置。 3 番哲西町大野部地内、農地改良の土地造成。 4 番菅生地内、農地法第5条、露天資材置場。 5 番哲西町上神代地内、農地法第4条、墓地設置。 以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば1番より順次お願いします。
神山委員	1 番神山です。8月18日に確認しました。
西村委員	4 番西村です。確認日は8月10日、担当委員の3名で行いました。立派な墓地ができておりました。
奥津(賢)委員	5 番奥津です。8月7日に確認しました。できておりました。
平委員	6 番平です。確認日8月6日です。●●●●●もできており、川に土が流れないようにできておりました。
奥津(賢)委員	5 番奥津です。8月7日に確認しました。立派な墓地ができておりました。
会 長	続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。

小寺局長	利用権設定中途解約合意書が、2件でしております。農地中間管理機構へ預けたもの中間管理機構から渡っているものが1筆について中間管理機構との契約と管理している人との契約との解約がしております。場所は大佐小阪部地内、田1筆、利用権設定期間が令和7年令和4年9月1日から令和7年12月31日の解約がしております。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
山田委員	13番山田です。議案のとおりです。以上です。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありますか。
真治主任	先程の、第5条を保留にした件ですが確認をさせていただきます。保留にする理由を相手方に説明する必要がありますのでまとめていただきたいと思います。
会 長	保留理由は、地区の地元の方々に迷惑がかかるおそれがある。農道の補修等が考えられていない。でよろしいでしょうか。この件は、事務局と私とで申請人●●●のところへ行き話をします。 それではその他、何かありますか。
真治主任	事務局から、農地利用状況調査についての説明。（資料説明） この利用状況調査提出の期限ですが、11月末までをお願いします。
会 長	その他2、農地パトロールの報告について。各班の班長さんより報告をお願いします。1班より順次お願いします。
赤井委員	2番赤井です。まず高尾地内、農地を駐車場に変更し完了届が未納だったため出していただくようにいたしました。次に上市地内、●●●●●●●●の裏の未耕作地です。次に別所地内、田を作業場に転用している土地です。完了届が未納です。これもだしていただきました。千屋地内、農舎に変えていたものでこれも完了届が未納でしたので手続きをしていただくようにしております。以上です。
神山委員	2班です。藤本委員がお休みなので代理で報告します。井倉方面を重点的に視察しました。井倉野地区では、ぶどうで新規就農される方の農地を見たり、井倉野熊野では、地区状況、耕作放棄はないか話を聞くな

	どしてパトロールしました。
宮本委員	3班宮本です。●●●前の駐車場を作る工事が長く放置されていたので注意し書類を渡しました。大佐永富地内の水路が交差している所で水管理ができずに対応ができておりませんでした。大佐大井野地内、10年以上手づかずの田です。以上です。
信谷委員	4班です。2件ありました。神郷釜村地内、●●さんの嵩上げですがある工事の残土をここへ入れて嵩上げ予定でしたが、地元の反対を受けてできませんでした。これは取下げをしていただくようお願いをします。次に、これは前任者がすでに完了届をだしていただくように依頼をしていたようですが、本人が亡くなられているようで手の打ちようがなく事務局の方で解決していただくように思っております。以上です。
井藤委員	5班、哲多では完了届を中心に地域を回りました。成松地内、玄関前の駐車場が未完成のため期間変更届をだすよう連絡しました。もう一つは昨年より完了届が出ていないので提出するよう連絡しました。花木地内、昨年6月に申請の嵩上げです。順調に進んでおりました。矢戸地内、10mほど嵩上げた田です。昨年完了届が出ましたが水漏れしないか確認しました。1筆田を作られておりました。日当たりもよく傾斜も楽になったと思います。蚊家地内、今年1月に3条売買で所得されて土地です。当初、木が生えて原野でしたが整備され畑になっておりました。耕作放棄地が1つ解消しました。以上です。
奥津(賢)委員	6班です。奥津班長がお休みなので私が報告します。1ですが、これは3年前に完了できています。毎年、届を提出していただくように行くのですが出していただけないので注意喚起をして提出書類を渡しました。残りに関しては、3時間かけて荒廃地の確認を随時しました。
会 長	大変暑い中、ご苦勞様でした。事務局から他にありますか。
真治主任	お知らせですが、今、大佐の大佐ダムの辺りで土砂崩れ工事をされています。その土を畑のほうに残土置場にされています。地元農業委員さんが見に行かれて、今度災害に伴う農地変更ということで届をだしていただくように新見地域事務所の方に行っておりますので、また来月再来月ぐらいには、届が出てくると思いますので先に皆様にお知らせさせていただきます。
溝尾委員	推進4番溝尾です。先月、県の女性会から農業委員会のメンバーに、

	もう少し女性委員を増やすようにして欲しいと要請がありましたことは聞いておりますが、今回も私が女性委員として初めて農業委員会に出てきた時のことをお話しして、今度改選になりますので一人でも多く新見市農業委員会に女性のメンバーが増えるのをお願いしたいと思います。私が最初になったのは農協女性理事ということで、女性の方から推薦をいただき女性の農協理事としておりましたときに、同じように農業委員会の会長さんとか色んな方から農協の方の理事にお願いがありまして女性を1人なんとか出したいということで出さしていただきまして早や十年が過ぎたんです何もできていないと反省はあるんですが、その当時は新見市議会議員の方から推薦で●●●●さんが農業委員で出てきておりましたのでその方と私が2人農業委員会でおることができたんですけれども、●●●●さんが議員を辞められましてからは市からも男性が出られて結局、今のように私1人になってしまいました。その内、選挙態勢も変わり、制度も変わりました。私自身も女性部とか色々な会議でお願いはしていますが、なかなか農業されている方は自分の仕事が忙しいこともありまして、これはと思う方の推薦ができていない状況です。私も今回の改選に踏まえて適任の方に声を掛けてみようと思います。皆様の地区でも、適任の方がおられましたら是非農業委員に女性を登用していただくように、地元の皆様の了解とか本人やご家族の了解や色んな方のご理解が必要なんですけれどもご尽力いただきたいと思います。農業委員会の改選にあたってのお願いという文章を配布していただいております。岡山県女性農業委員会の会長●●●●さんがおられます。女性の会がありまして備中、美作、備前のエリアで3ブロックに分かれて女性会が年に一回交流研修会を行っています。岡山県の交流会中四国の交流会それぞれ女性の交流会等もあります。最近、笠岡、井原地区では女性会のメンバーが3人4人と多数出ておられ色々な意見を発せられております。この機会をお借りし是非増やせていただくようお願いいたします。以上です。
会 長	ありがとうございました。
福田主査	次回の総会についてご連絡いたします。9月18日木曜日、午前9時30分から南庁舎3階大会議室で開催します。
会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。 ないようなので、神山代理、閉会の挨拶をお願いします。
神山代理	本日の総会を終了といたします。お疲れ様でした。（閉会挨拶）

	(閉会時刻 午前 10 時 36 分)

令和7年8月29日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____